

第3章 第2期計画の振り返りについて

1 第2期計画の目標達成率

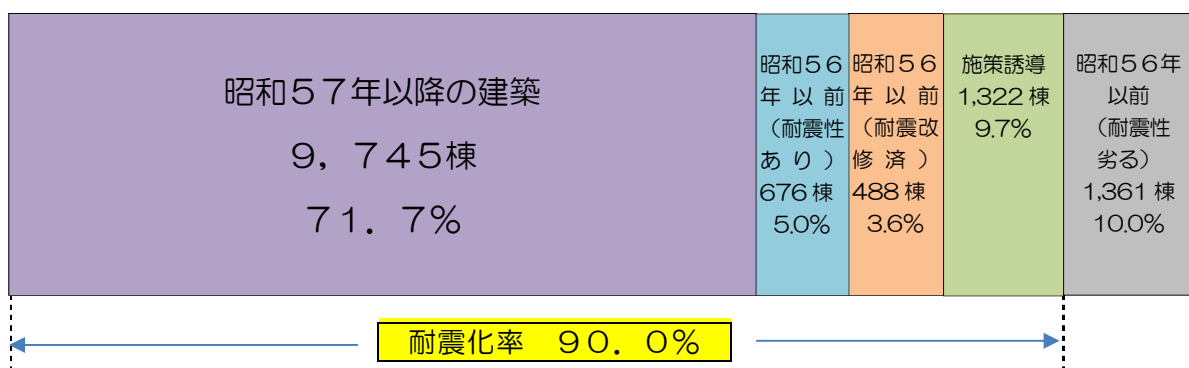
(1) 住宅の耐震化の目標達成率

第2期計画^{※1}で目標とした耐震化率 90.0%に対して、耐震化率は、84.5%と推計^{※2}され、達成率は 93.9%です。

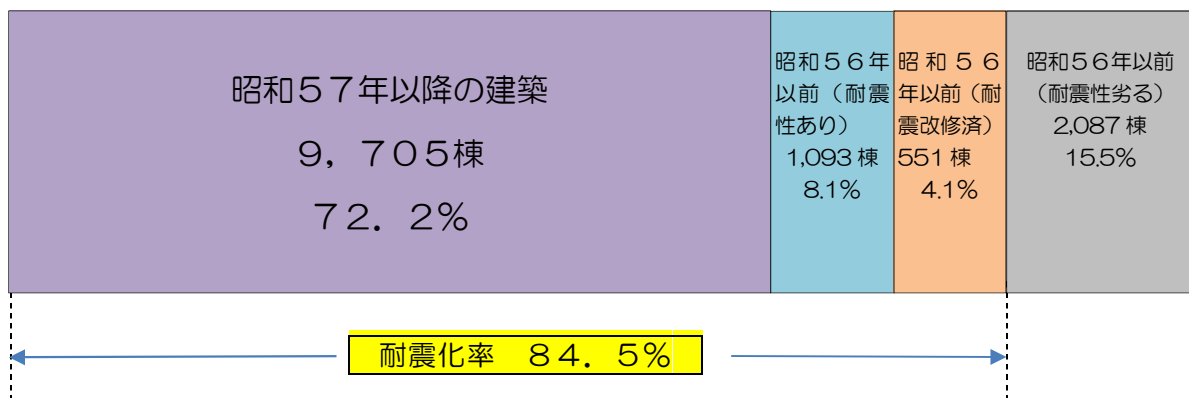
※1 第2期計画：計画期間 平成 29 年度～令和 3 年 9 月

※2 (表 3-1) による。(表 4-1) の実績値と 16 ページ最下段の※より 1 年分を推計

(図 3-1) 令和 2 年度の住宅の耐震化率 (目標値)



(図 3-2) 令和 2 年度の住宅の耐震化率 (推計値)



(表 3-1) 住宅の耐震化率の成果指標

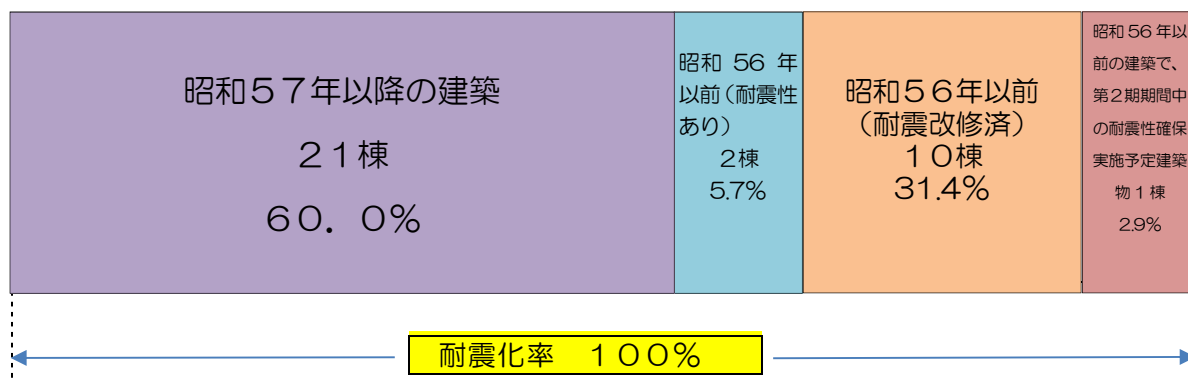
第 2 期 計画期間		H27 年度 (28.1.1)	H28 年度 (29.1.1)	H29 年度 (30.1.1)	H30 年度 (31.1.1)	R 元年度 (2.1.1)	R2 年度 (3.1.1)
		基準値	実績値	実績値	実績値	基準となる 実績値	第 2 期計画目標値 〈推計値〉
住宅の 耐震化率	%	76.7	77.6	78.6	80.2	83.7	90.0 〈84.5〉

(2) 町有建築物の耐震化の目標達成率

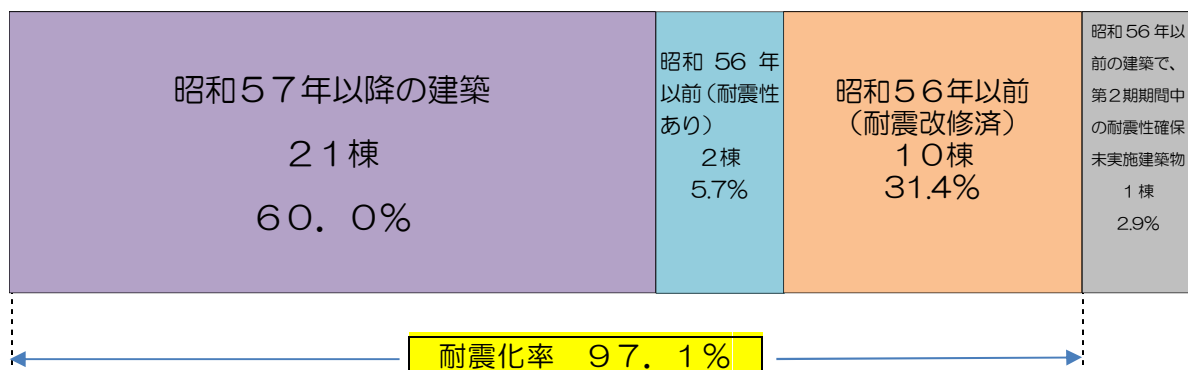
①多数の者が利用する建築物（促進法第14条第1号）の要件に該当する町有建築物の耐震化目標達成率

第2期計画で目標とした耐震化率100%に対して、耐震化率は、97.1%であり、達成率は97.1%です。

(図3-3) 令和2年度の多数の者が利用する建築物（促進法第14条第1号）の要件に該当する町有建築物の耐震化率（目標値）



(図3-4) 令和2年度の多数の者が利用する建築物（促進法第14条第1号）の要件に該当する町有建築物の耐震化率（実績値）



(3) 促進法第14条第1号の要件に該当する民間建築物の耐震化目標達成率

第2期計画で目標とした耐震化率85%に対して、耐震化率は、(表3-2)のとおり90.5%となっており、目標達成率は106.4%です。

(表 3-2) 令和 2 年度における民間の多数の者が利用する建築物の耐震化率※

法	多数の者が利用する建築物		対象となる 建築物数	耐震性あり の建築物数	耐震化率
促進法 第 14 条第 1 号	1. 災害時に 要援護者が いる建築物	幼稚園、小中学校、高校、病院、 診療所、老人ホーム、老人福祉 センター、体育館等	13 棟	12 棟	92.3%
	2. 不特定多 数の者が利 用する建 築 物	百貨店、飲食店、ホテル旅館、 遊技場、銀行等	1 棟	1 棟	100%
	3. 特定多数 の者が利用 する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舍、事務所、工場等	70 棟	63 棟	90.0%
	計		84 棟	76 棟	90.5%

※ 群馬県データの民間建築物台帳より引用

2 第 2 期計画の振り返り

町有建築物の耐震化については、第 2 期計画中に耐震工事等の実施は、ありませんでした。第 1 期計画終了時と変わらず、耐震性が確保されていない残りの 1 棟は、大泉町役場庁舎であり、早期の耐震性確保が求められます。

その他の町有建築物への取組としては、天井等非構造部材の脱落対策工事を南中学校武道場及び役場庁舎で実施しました。

民間建築物に対しては、住宅の耐震化の目標とした 90%については、耐震化率 84.5%と推計され、達成出来ない状況ですが、多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）に該当する民間建築物の耐震化の目標とした 85%については、耐震化率 90.5%となり、達成出来ました。

また、期間中の住宅の耐震化に関する補助事業として、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修事業、住宅の減災化等を目的とした耐震シェルター等の設置支援事業を実施しました。

さらに、大阪府北部地震を踏まえ、町有のブロック塀等の点検・改修を実施し、また倒壊による通行人の被害の防止を目的として、住宅に付属するブロック塀等の改善費用の一部補助を実施しました。